厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目について

社会福祉主事任用資格は、大学や短期大学において厚生労働大臣が指定する科目のうち3つ以上を履修して卒業 した場合にも取得することができます。

この指定科目は、時代の変遷とともに科目名の変更を行っています。このため、自らが大学等を卒業した年度に おいて規定されていた指定科目名に基づいて該当するか確認することになります。

確認をする際は、自らが大学等で履修した科目の名称と、指定科目名とが原則一言一句同じでなければ指定科目 を履修したものと認められません。

(1) 指定科目の変遷

昭和 25 年~昭和 56 年卒業者(昭和 25 年 8 月 29 日 厚生省告示第 226 号)

社会事業概論、社会保障論、社会事業行政、公的扶助論、身体障害者福祉論、児童福祉論、社会学、心理学、社会事業施設経営論、社会事業方法論、社会事業史、保育理論、社会調査統計、医学知識、看護学、精神衛生学、公衆衛生学、生理衛生学、栄養学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、協同組合論、法律学、刑事政策、犯罪学、医療社会事業論、修身

昭和 56 年~平成 11 年卒業者(昭和 56 年 3 月 2 日 厚生省告示第 18 号)

社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、精神薄弱者福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉事業方法論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会調査統計、医学知識、看護学、精神衛生学、公衆衛生学、生理衛生学、栄養学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、協同組合論、法律学、刑事政策、犯罪学、医療社会事業論

平成 11 年~平成 12 年卒業者(平成 11 年 3 月 22 日 厚生省告示第 52 号)

社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、知的障害者福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉事業方法論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会調査統計、医学知識、看護学、精神衛生学、公衆衛生学、生理衛生学、栄養学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、協同組合論、法律学、刑事政策、犯罪学、医療社会事業論

平成 12年~現在までの卒業者(平成 12年3月31日 厚生省告示第153号)

社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政論、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、家庭福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉援助技術論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会福祉調査論、医学一般、看護学、公衆衛生学、栄養学、家政学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、法学、民法、行政法、医療社会事業論、リハビリテーション論、介護概論

(2) 厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の読替えの範囲

社会福祉法第 19 条第 1 項第 1 号に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目(以下「指定科目」という。)については、「社会福祉主事の資格に関する科目指定」(昭和 25 年厚生省告示第 226 号)に定められているところであるが、その科目の読替えの範囲は次のとおりとする。

なお、指定科目の名称及び読替の範囲に掲げる科目の名称(以下「科目名」という。)が次のいずれかに該当す

る字句の付加等がされた科目についても、読替の範囲に該当するものとして取り扱って差し支えない。

- (ア) 科目名の末尾に、「原論」、「(の)原理」、「総論」、「概論」「概説」、「論」、「法」、「(の)方法」、「入門」及び「学」のうち、いずれかの語句又は複数の語句が加わる場合
- (イ)科目名の末尾に「I、Ⅱ」等が加わることにより、複数の科目に区分され、かつ、当該区分された科目の全てを行う場合
- (ウ)(ア)及び(イ)のいずれにも該当する場合
- (例1)「社会政策」に相当する科目を行う場合
- ・(ア) に該当する場合 「社会政策論」、「社会政策総論」等でも可。
- ・(イ) に該当する場合 「社会政策Ⅰ」及び「社会政策Ⅱ」等でも可。
- ・(ウ) に該当する場合 「社会政策論 I」及び「社会政策論 II」等でも可。
- (例2)「介護概論」に相当する科目を行う場合
- ・(ア)に該当する場合 「介護福祉原論」、「介護福祉総論」、「介護福祉学総論」等でも可。
- ・(イ) に該当する場合 「介護概論 I」及び「介護概論 II」等でも可。
- ・(ウ) に該当する場合 「介護福祉概説 I 」及び「介護福祉概説 II 」等でも可。

	・月度間に残れて、「人を間に残れて、一寺でした。	
科目名	読替えの範囲	
社会福祉概論	社会福祉、社会事業、社会保障制度と生活者の健康、現代社会と福祉、社会福祉の原 理と政策	
社会福祉事業史	1 社会福祉事業史、社会福祉発達史、社会事業史、社会福祉の歴史2 日本社会福祉事業史と西洋社会福祉事業史の2科目	
社会福祉援助技術論	1 社会福祉援助技術、社会福祉方法、社会事業方法、ソーシャルワーク、相談援助 2 「相談援助の基盤と専門職」及び「相談援助の理論と方法」の2科目 3 「ソーシャルワークの基盤と専門職」、「ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)」、「ソーシャルワークの理論と方法(専門)」の4科目	
社会福祉調査論	社会調査統計、社会福祉調査、社会福祉統計、社会福祉調査技術、ソーシャルリサーチ、福祉ニーズ調査、社会調査の基礎、社会福祉調査の基礎、社会調査	
社会福祉施設経営論	社会福祉施設経営、社会福祉施設運営、ソーシャルアドミニストレーション、社会福祉管理、社会福祉管理運営、福祉サービスの組織と経営	
社会福祉行政論	社会福祉行政、社会福祉行財政、福祉行財政、社会福祉法制、社会福祉法、社会福祉 計画、ソーシャルプランニング、福祉行財政と福祉計画	
社会保障論	社会保障、社会保障制度と生活者の健康、社会保障制度	
公的扶助論	公的扶助、生活保護、生活保護制度、低所得者に対する支援と生活保護制度、貧困に 対する支援	
児童福祉論	1 児童福祉、児童家庭福祉、子ども家庭福祉、こども家庭福祉 2 「児童・家庭に対する支援」と「児児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制産・家庭福祉制度」並びに「家庭福祉論」度、児童・家庭福祉 及びその読替の範囲に含まれる科目のいずれかの2科目	

は、婦人保護、ファミリーサポート、家族援助 を で、政監福祉論 2 「児童・家庭に対する支援」と「児童・家庭福祉制度」並びに「児童福祉論 及びその誘替の範囲に含まれる科目の いずれかの2科目 保育 1 身体障害者福祉、障害福祉、の場の障害者福祉、障害を含んでいるものに限っ		1 家庭福祉、母子福祉、母子寡婦福	
族援助 2 「児童・家庭に対する支援」と「児 童 家庭福祉制度」並びに「児童福祉論」 及びその誘替の範囲に含まれる科目の いずれかの2科目 保育理論 7 身体障害者福祉 2 障害者福祉、障害福祉、障害 児・・・・ 者福祉 (身体障害者福祉、障害 児・・・ 者福祉 (身体障害者福祉、障害 者福祉、応身障害者福祉、防害児・・・ 者福祉 (身体障害者福祉、知の障害者福祉、関連者福祉と知的 障害者福祉、知の障害者福祉、知の障害者福祉。知の障害者福祉。知の障害者福祉。知の障害者福祉。知の障害者福祉。知の障害者福祉。知の障害者福祉。知の障害者福祉論と知の防障等者福祉論の2科目に該当する。) 1 知的障害者福祉、障害 でいるものに限っては身全で含んでいるものに限っては場合ないのものに限っては身合なのでは身全で含んでいるものに限っては明治者福祉論の2科目に該当する。) 知的障害者福祉論の2科目に該当する。) 対けているものに限っては身全で含んでいるものに限っては時間を対し、高齢者に対する支援と障害者自祉を関い 関係を含んでいるものに限っては明治ない。 対応に該当する。) 知的障害者福祉論の2科目に該当する。) 精神障害者保健福祉、精神保健福祉、精神保健福祉、高齢者に対する支援と介護保険制度 医療社会事業・医療福祉、廃験・2科目に該当する。) 精神障害者保健福祉論 老人福祉高・医療社会事業・医療福祉、高齢者保健福祉、高齢者に対する支援と介護保険制度 医療社会事業・医療福祉、高齢者保健福祉、高齢者に対する支援と介護保険制度 医療社会事業・医療福祉、の可論と方法、地域福祉と包括的支援体制、コミュニティ(一)相社 法学 法律学、基礎法学 民法治則 行政法 — 経済学 経済、基礎経済 社会政策 社会政策、労働経済	家庭海汕論		
2 「児童・家庭福祉制度」並びに「児童福祉論」 及びその誘替的範囲に含まれる科目の いずれかの2科目 (保育理論 保育			
及びその読替の範囲に含まれる科目の いずれかの2科目 保育理論 1 身体障害者福祉 2 障害者福祉、障害 現代・) 教福祉 (身体障害者福祉、障害 見代・) 者福祉 (身体障害者福祉の内容 に該当する。) 1 知的障害者福祉、(身体障害者福祉と知的) 障害者福祉、(身体障害者福祉、(身体障害者福祉、(身体障害者福祉、(身体障害者福祉、(身体障害者福祉、(身体障害者福祉、(身体障害者福祉、(身体障害者福祉、(身体障害者福祉、(身体障害者福祉、(身体障害者福祉、(身体障害者福祉、(身体障害者福祉、() 身体障害者福祉、() 身体障害者福祉、() 身体障害者福祉、() 身体障害者福祉() 知的障害者福祉、() 段体障害者福祉() 知的障害者福祉() 知的障害者福祉() 知的障害者福祉() 知的障害者福祉() 知的障害者福祉() 知的障害者福祉() 知的障害者福祉() 对于中国的障害,是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是			
(東育理論) 保育			
保育理論 保育 1 身体障害者福祉 2 障害者福祉、障害福祉、2 障害者福祉、障害 型(・)者福祉 (身体障害者福祉の内容 障害者福祉、障害 を含んでいるものに限っ 福祉、 場害児 ・) 表 音磁性 (身体障害者福祉と知的 障害者福祉と知的 障害者福祉と知的 障害者福祉、 障害 理者福祉の内容を含ん でいるものに限っては身 全 であんでいるものに限っては身 全 であんでいるものに限っては 以身 体障害者福祉論 知的障害者福祉。 知り障害者福祉。 知り障害者福祉。 知り障害者福祉。 知り障害者福祉。 知り障害者福祉。 知り障害者福祉。 知り障害者福祉。 知り障害者福祉論の 2 科目に該当する。) (知)的障害者福祉論内容を含んでいるものに限っては (知)的障害者福祉論内容を含んでいるものに限って ならんでいるものに限って ならんでいるものに限って 支当する。) (知)的障害者福祉論内容を含んでいるものに限って 支当する。) (知)の障害者福祉論 本会人で、 ものに限っては 本語 本語 は、 市神障害者保健福祉論 本会人で、 ものに限って は 大き者福祉 (知)の障害者福祉論 の 2 科目に該当する。) (知)の障害者福祉論 公人・ 者福祉 (知)の障害者福祉 (知)の障害者福祉論 当する。) (知)の障害者福祉論 公人・ 表語 本語 本語 本語 は (知)の障害者福祉 を表しているものに限って は 大き事者福祉 (知)の障害者福祉 (知)の障害者福祉 (知)の障害者福祉 (知)の障害者福祉 (知)の障害者福祉 (知)の障害者福祉 (力)の障害者福祉 (力)を障害者権 (力)の障害者福祉 (力)の障害者福祉 (力)の障害者福祉 (力)の障害者福祉 (力)の障害者福祉 (力)の障害者福祉 (力)の障害者福祉 (力)の障害者福祉 (力)の障害者権主 (力)の障害者福祉 (力)の障害者 (力)の意味者 (力			
1 身体障害者福祉 2 障害者福祉、障害福祉、心身障害者福祉、障害 児 (・) 者福祉 (身体障害者福祉、障害 児 (・) 者福祉 (身体障害者福祉、障害 児 (・) 者福祉 (身体障害者福祉、障害児 (・) 者福祉 (身体障害者福祉、知り障害者福祉 (身体障害者福祉、知り障害者福祉 (身体障害者福祉 (知的障害者福祉 (知的障害者福祉 (知的障害者福祉 (知的障害者福祉 (知的障害者福祉 (知的障害者福祉 (知的障害者福祉 (知的障害者福祉 (知的障害者福祉 (知)) 科目に該当する。) 科目に該当する。) 科目に該当する。) 科目に該当する。) 科目に該当する。) 科目に該当する。) 科目に該当する。) 社会 (知知 (知知 (知知 (知知 (知知 (知知 (知知 (知知 (知知 (知	□ ★Ⅲ=☆	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
2 障害者福祉、障害福祉、障害福祉、障害程福祉、障害程福祉、障害者福祉、障害者福祉、障害者福祉、障害者福祉、障害者福祉、応身障害者福祉、障害程、で該当する。) 福祉、心身障害者福祉と知ら (身体障害者福祉、知的障害者福祉、障害者福祉、政事情况) (内体障害者福祉、知的障害者福祉、障害者福祉、政身障害者福祉、知的障害者福祉、政身障害者福祉、政身障害者福祉。知的障害者福祉、知的障害者福祉、知的障害者福祉、知的障害者福祉、加的障害者福祉、知的障害者福祉、知的障害者福祉論の2科目に該当する。) 料目に該当する。) 料目に該当する。) 料目に該当する。) 料目に該当する。) 料目に該当する。) 株 体 に 、	休月 埕 調		
世界書名福祉、障害 現 (・) 者福祉 (身体障害者福祉の内容 障害者福祉、障害を含んでいるものに限って該当する。) 福祉、心身障害者福祉と知的 障害者福祉 (身体障害者福祉と知的 障害者福祉 (身体障害者福祉と知的 障害者福祉 (身体障害者福祉と知的 障害者福祉 (身体障害者福祉と知り 障害者福祉 (身体障害者福祉と知り 障害者福祉 (身体障害者福祉と知り)障害者福祉、知り障害者福祉 (身体障害者福祉論と知り障害者福祉論と知り障害者福祉論の2科目に該 (力・) 者福祉 (知り障害者福祉・障害者福祉論の2科目に該 (力・) 者福祉 (知り障害者福祉・(知り障害者福祉論の2科目に該 (知)			
見(・) 者福祉 (身体障害者福祉の内容 障害者福祉、障害 を含んでいるものに限って該当する。) 1 知的障害者福祉 (身体障害者福祉の内容を含んでいるものに限っては 身体障害者福祉の内容を含んでいるものに限っては			
身体障害者福祉の内容を含んでいるものに限って該当する。) 一個			
を含んでいるものに限って該当する。) 福祉、心身障害者 福祉、障害児(・) 者福祉 (身体障害者福祉と知的 障害者福祉と知的 障害者福祉 (身体障害者福祉と知的 障害者福祉 の内容を含ん でいるものに限っては身 全て含んでいるものに限っては身 (人・) 者福祉 (別的障害者福祉・障害者福祉論の2 科目に該当する。) 知的障害者福祉 (別的障害者福祉論の3 料目に該当する。) 料目に該当する。) 料目に該当する。) 料目に該当する。) なる人福祉論 老人福祉 高齢者福祉、高齢者保健福祉、高齢者に対する支援と障害者自 社論 (知り障害者福祉論の3 料目に該当する。) は			
て該当する。) 福祉、障害児(・) 者福祉 位身体障害者福祉と知的 障害者福祉の内容を含ん 社、精神障害者福祉の内容を含ん でいるものに限っては身全て含んでいるものに限っては身 全て含んでいるものに限っては身 全で含んでいるものに限っては身 (中) 者福祉 (別的障害者福祉、障害福祉) と でいるものに限っては身 (別的障害者福祉) と (知的障害者福祉) と (相社) 高齢者福祉 (別的障害者福祉) と (相社) 高齢者保健福祉) 高齢者に対する支援と介護保険制度 医療社会事業 (医療社会事業 (医療社会事業 (医療社会事業 (医療社会事業 (医療社会事業 (国社会事業 (国社会事) と (身体障害者福祉論		
者福祉 (身体障害者福祉、知的障害者福祉 (身体障害者福祉、知的障害者福祉、知的障害者福祉、加的障害者福祉、加的障害者福祉、加的障害者福祉、加的障害者福祉、加的障害者福祉、随意等者福祉、随身障害者福祉、障害者福祉論と知的障身体障害者福祉論、知的障害者福祉論、知的障害者福祉論、知的障害者福祉論(知的障害者福祉論(知的障害者福祉論(知的障害者福祉論(知的障害者福祉論(知的障害者福祉論(知的障害者福祉論(知的障害者福祉論(知的障害者福祉論(知的障害者福祉論(知的障害者福祉論(知的障害者福祉論(知的障害者保健福祉、精神障害者保健福祉、精神障害者保健福祉、精神障害者保健福祉、精神障害者保健福祉、高齢者保健福祉、高齢者に対する支援と介護保険制度医療社会事業。医療祖、医療ソーシャルワーク地域福祉、協同組合、コミュニティ(一)ワーク、コミュニティ(一)オーガニゼーション、地域福祉の理論と方法、地域福祉と包括的支援体制、コミュニティ(一)福祉法学、基礎法学民法 民法総則行政法 一			
(身体障害者福祉と知的) (身体障害者福祉、知的障害者福祉、知的障害者福祉、加的障害者福祉 (力容を含め、 は、精神障害者保健福祉の内容を含め、 でいるものに限っては身全で含んでいるものに限っては身体障害者福祉論と知的障害者福祉論、知的障害者福祉論の2科目に該当する。) (知り障害者福祉論内容を含んでいるものに限って該当する。) (知り障害者福祉論内容を含んでいるものに限って該当する。) (知り障害者福祉論内容を含んでいるものに限って該当する。) (知り障害者福祉論内容を含んでいるものに限って該当する。) (知り障害者福祉論の2科目に該当する。) (知り障害者保健福祉、精神障害者保健福祉、精神衛生、精神保健、精神医学、精神障害者福祉 老人福祉、高齢者保健福祉、高齢者に対する支援と介護保険制度 医療社会事業 医療社会事業、医療福祉、医療ソーシャルワーク 地域福祉、協同組合、コミュニティ(一)ワーク、コミュニティ(一)オーガニゼーション、地域福祉の理論と方法、地域福祉と包括的支援体制、コミュニティ(一)福祉 法学 法律学、基礎法学 民法 民法総則 (行政法 一 経済学 経済、基礎経済 社会政策 社会政策、労働経済 経済政策 一		て該当する。) 福祉、障害児(・) 立支援制度、障害者福祉、障害福	
増き者福祉の内容を含め、		者福祉 祉、障害児(・)者福祉	
知的障害者福祉 でいるものに限っては身全て含んでいるものに限っては 体障害者福祉 に 体障害者福祉論と知的障 身体障害者福祉論、知的障害者福祉論の 2 科目に該 祉論、精神障害者保健福祉論の 3 別の障害者福祉論内容を含んでいるものに限って該当する。) 料目に該当する。) 料理等者保健福祉論		(身体障害者福祉と知的 (身体障害者福祉、知的障害者福	
2 障害者福祉、障害者福祉論と知的障 身体障害者福祉論、知的障害者福祉、心身障害者福祉、障害 書者福祉論の2科目に該 社論、精神障害者保健福祉論の3別目に該当する。) 知的障害者福祉論内容を含んでいるものに限って該当する。) 精神障害者保健福祉、精神保健福祉、精神衛生、精神保健、精神医学、精神障害者福祉 名人福祉、高齢者福祉、高齢者保健福祉、高齢者に対する支援と介護保険制度医療社会事業。医療祖社、医療ソーシャルワーク地域福祉、協同組合、コミュニティ(ー)ワーク、コミュニティ(ー)オーガニゼーション、地域福祉の理論と方法、地域福祉と包括的支援体制、コミュニティ(ー)福祉法学 法律学、基礎法学 民法 民法総則 行政法 ー経済学 経済、基礎経済社会政策 社会政策、労働経済		障害者福祉の内容を含ん 祉、精神障害者保健福祉の内容を	
社、心身障害者福祉、障害 関いの障害者福祉、障害 関いの障害者福祉論内容を含んでいるものに限って該当する。)		1 知的障害者福祉 でいるものに限っては身全て含んでいるものに限っては	
知的障害者福祉論		2 障害者福祉、障害福体障害者福祉論と知的障身体障害者福祉論、知的障害者福	
知的障害者福祉論 (知的障害者福祉論内容を含んでいるものに限って該当する。) 精神障害者保健福祉、精神保健、精神医学、精神障害者福祉 老人福祉、高齢者福祉、高齢者保健福祉、高齢者に対する支援と介護保険制度 医療社会事業論 医療社会事業、医療福祉、医療ソーシャルワーク 地域福祉、協同組合、コミュニティ(ー)ワーク、コミュニティ(ー)オーガニゼーション、地域福祉の理論と方法、地域福祉と包括的支援体制、コミュニティ(ー)福祉 法学 法律学、基礎法学 民法 民法総則 行政法 ー 経済学 経済、基礎経済 社会政策 一		祉、心身障害者福祉、障害害者福祉論の2科目に該祉論、精神障害者保健福祉論の3	
(知的障害者福祉論内容を含んでいるものに限って該当する。) 精神障害者保健福祉、精神保健福祉、精神衛生、精神保健、精神医学、精神障害者福祉 老人福祉論 老人福祉、高齢者福祉、高齢者保健福祉、高齢者に対する支援と介護保険制度 医療社会事業論 医療社会事業、医療福祉、医療ソーシャルワーク 地域福祉、協同組合、コミュニティ(ー)ワーク、コミュニティ(ー)オーガニゼーション、地域福祉の理論と方法、地域福祉と包括的支援体制、コミュニティ(ー)福祉 法学 法律学、基礎法学 民法 民法総則 行政法 ー 経済学 経済、基礎経済 社会政策 社会政策、労働経済	加加萨索老拉利 表	児(・)者福祉 当する。) 科目に該当する。)	
て該当する。) 精神障害者保健福祉、精神保健福祉、精神衛生、精神保健、精神障害者保健福祉、精神衛生、精神保健、精神医学、精神障害者福祉 老人福祉、高齢者福祉、高齢者保健福祉、高齢者に対する支援と介護保険制度 医療社会事業論 医療社会事業、医療福祉、医療ソーシャルワーク 地域福祉、協同組合、コミュニティ(ー)ワーク、コミュニティ(ー)オーガニゼーション、地域福祉の理論と方法、地域福祉と包括的支援体制、コミュニティ(ー)福祉 法学 法律学、基礎法学 民法 民法総則 行政法 ー 経済学 経済、基礎経済 社会政策 社会政策、労働経済	知的 降苦 有価征調	(知的障害者福祉論内容	
精神障害者保健福祉論 精神障害者保健福祉、精神保健福祉、精神衛生、精神保健、精神医学、精神障害者福祉 老人福祉、高齢者福祉、高齢者保健福祉、高齢者に対する支援と介護保険制度 医療社会事業論 医療社会事業、医療福祉、医療ソーシャルワーク 地域福祉、協同組合、コミュニティ(ー)ワーク、コミュニティ(ー)オーガニゼーション、地域福祉の理論と方法、地域福祉と包括的支援体制、コミュニティ(ー)福祉 法学 法律学、基礎法学 民法 民法総則 行政法 ー 経済学 経済、基礎経済 社会政策 社会政策 社会政策 一		を含んでいるものに限っ	
精神障害者保健福祉論 神保健、精神医学、精神障害者福祉 老人福祉論 老人福祉、高齢者福祉、高齢者保健福祉、高齢者に対する支援と介護保険制度 医療社会事業論 医療社会事業、医療福祉、医療ソーシャルワーク 地域福祉、協同組合、コミュニティ(ー)ワーク、コミュニティ(ー)オーガニゼー ション、地域福祉の理論と方法、地域福祉と包括的支援体制、コミュニティ(ー)福祉 法学 法律学、基礎法学 民法 民法総則 行政法 ー 経済学 経済、基礎経済 社会政策 社会政策、労働経済		て該当する。)	
精神障害者保健福祉論 神保健、精神医学、精神障害者福祉 老人福祉論 老人福祉、高齢者福祉、高齢者保健福祉、高齢者に対する支援と介護保険制度 医療社会事業論 医療社会事業、医療福祉、医療ソーシャルワーク 地域福祉、協同組合、コミュニティ(ー)ワーク、コミュニティ(ー)オーガニゼー ション、地域福祉の理論と方法、地域福祉と包括的支援体制、コミュニティ(ー)福祉 法学 法律学、基礎法学 民法 民法総則 行政法 ー 経済学 経済、基礎経済 社会政策 社会政策、労働経済			
神保健、精神医学、精神障害者福祉 老人福祉、高齢者福祉、高齢者保健福祉、高齢者に対する支援と介護保険制度 医療社会事業論 医療社会事業、医療福祉、医療ソーシャルワーク 地域福祉、協同組合、コミュニティ(ー)ワーク、コミュニティ(ー)オーガニゼーション、地域福祉の理論と方法、地域福祉と包括的支援体制、コミュニティ(ー)福祉 法学 法律学、基礎法学 民法 民法総則 行政法 ー 経済学 経済、基礎経済 社会政策 社会政策、労働経済		精神障害者保健福祉、精神保健福祉、精神衛生、精	
医療社会事業論 医療社会事業、医療福祉、医療ソーシャルワーク 地域福祉、協同組合、コミュニティ(ー)ワーク、コミュニティ(ー)オーガニゼー 地域福祉論 ション、地域福祉の理論と方法、地域福祉と包括的支援体制、コミュニティ(ー)福祉 法学 法律学、基礎法学 民法 民法総則 行政法 一 経済 基礎経済 社会政策 社会政策、労働経済 経済政策 ー	精神障害者保健福祉論	神保健、精神医学、精神障害者福祉	
地域福祉、協同組合、コミュニティ(一)ワーク、コミュニティ(一)オーガニゼーション、地域福祉の理論と方法、地域福祉と包括的支援体制、コミュニティ(一)福祉 法学 法律学、基礎法学 民法 民法総則 行政法 一 経済学 経済、基礎経済 社会政策 社会政策、労働経済 経済政策 一	老人福祉論	老人福祉、高齢者福祉、高齢者保健福祉、高齢者に対する支援と介護保険制度	
地域福祉論 ション、地域福祉の理論と方法、地域福祉と包括的支援体制、コミュニティ(一)福祉 法学 法律学、基礎法学 民法 民法総則 行政法 一 経済学 経済、基礎経済 社会政策 社会政策、労働経済 経済政策 一	医療社会事業論	医療社会事業、医療福祉、医療ソーシャルワーク	
社 法学 法律学、基礎法学 民法 民法総則 行政法 - 経済学 経済、基礎経済 社会政策 社会政策、労働経済 経済政策 -		地域福祉、協同組合、コミュニティ(一)ワーク、コミュニティ(一)オーガニゼー	
法学 法律学、基礎法学 民法 民法総則 行政法 - 経済学 経済、基礎経済 社会政策 社会政策、労働経済 経済政策 -	地域福祉論	ション、地域福祉の理論と方法、地域福祉と包括的支援体制、コミュニティ(一)福	
民法 民法総則 行政法 一 経済学 経済、基礎経済 社会政策 社会政策、労働経済 経済政策 一		祉	
行政法 - 経済学 経済、基礎経済 社会政策 社会政策、労働経済 経済政策 -	法学	法律学、基礎法学	
経済 経済、基礎経済 社会政策 社会政策、労働経済 経済政策 -	民法	民法総則	
社会政策	行政法	 -	
経済政策 —	経済学	経済、基礎経済	
	社会政策	社会政策、労働経済	
心理学 心理、心理学理論と心理的支援、心理学と心理的支援	経済政策	_	
	心理学	心理、心理学理論と心理的支援、心理学と心理的支援	

社会学	社会理論と社会システム、社会学と社会システム
教育学	教育
倫理学	倫理
公衆衛生学	公衆衛生
医学一般	医学知識、医学、医学入門、一般臨床医学、人体の構造と機能及び疾病、人体の構造 (・)機能(・)疾病
リハビリテーション論	リハビリテーション、リハビリテーション医学
看護学	看護、基礎看護
介護概論	介護福祉、介護、介護知識、介護の基本
栄養学	栄養、栄養指導、栄養(・)調理、基礎栄養学
家政学	家政

上記における科目の名称の読替えの範囲に該当しない科目の場合であっても、次に示す教育内容(以下、「読替えに必要な教育内容」という。)が当該科目の教育内容に全て含まれている場合は、読み替えられる科目として厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の読替えの範囲に該当するものとする。

また、(イ)及び(ウ)における複数の科目に区分される場合においても、読替えに必要な教育内容が、当該複数の科目の教育内容に全て含まれる場合は同様の取扱いとする。

なお、読替えに必要な教育内容について、複数分の読み替えられる科目の内容が全て含まれている科目の場合、 その全ての読み替えられる科目に該当するものとして差し支えない。

読み替えられる科目	必要な教育内容 ※ 欄が左右に分かれているものにつている場合に読替えの範囲に該当する	いては、どちらかの欄の教育内容が全て含まれ ものとする。
社会福祉概論	社会福祉主事養成機関における授業科目の目標及び内容について(平成 12 年9月13日社援2074号厚生労働省社会・ 援護局長通知)(以下、「シラバス通知」という)の別添に定める「社会福祉概論」の授業科目の内容	会・援護局長通知)、社会福祉士学校及び介護 福祉士学校の設置及び運営に係る指針につい て(平成20年3月28日19文科高第918号・ 社援発第0328001号文部科学省高等教育局長、
社会福祉事業史	日本及び諸外国の社会福祉の歴史に関	する内容
社会福祉援助技術論	「シラバス通知」の別添に定める「社 会福祉援助技術論」の授業科目の内容	「社会福祉士養成指針通知」の別添1の別表1 に定める「ソーシャルワークの基盤と専門職」 及び「ソーシャルワークの基盤と専門職(専

	門)」の教育に含むべき事項
社会福祉調査論	 社会福祉調査の意義・倫理・目的、質的・量的調査に関する内容
社会福祉施設経営論	「シラバス通知」の別添に定める「社会福祉士養成指針通知」の別添1の別表1 会福祉施設経営論」の授業科目の内容 に含むべき事項
社会福祉行政論	「シラバス通知」の別添に定める「社会福祉行政論」の授業科目の内容
社会保障論	「シラバス通知」の別添に定める「社 「社会福祉士養成指針通知」の別添1の別表1 会保障論」の授業科目の内容 に定める「社会保障」の教育に含むべき事項
公的扶助論	「シラバス通知」の別添に定める「公的扶助論」の授業科目の内容
児童福祉論	「シラバス通知」の別添に定める「児 「社会福祉士養成指針通知」の別添1の別表1 童福祉論」の授業科目の内容 に定める「児童・家庭福祉」の教育に含むべき
家庭福祉論	「シラバス通知」の別添に定める「家 庭福祉論」の授業科目の内容
保育理論	保育の意義及び目的、保育に関する法令及び制度に関する内容
身体障害者福祉論 知的障害者福祉論	「シラバス通知」の別添に定める「障 「社会福祉士養成指針通知」の別添1の別表1
精神障害者保健福祉論	に定める「障害者福祉」の教育に含むべき事項
老人福祉論	「シラバス通知」の別添に定める「老 「社会福祉士養成指針通知」の別添1の別表1 人福祉論」の授業科目の内容 に定める「高齢者福祉」の教育に含むべき事項
医療社会事業論	保健医療分野におけるソーシャルワークや、医療と福祉に関する内容
地域福祉論	「シラバス通知」の別添に定める「地 「社会福祉士養成指針通知」の別添1の別表1 域福祉論」の授業科目の内容 に含むべき事項
法学	「シラバス通知」の別添に定める「法 学」の授業科目の内容 に定める「権利擁護を支える法制度」の教育に 含むべき事項
民法	総則、物権法、債権、親族法、相続法に関する法的内容
行政法	行政主体、行政作用、行政救済に関する法的内容
経済学	「シラバス通知」の別添に定める「経済学」の授業科目の内容
社会政策	労働政策及び社会保障制度に関する内容
経済政策	財政(金融)政策及び産業政策に関する内容
心理学	「シラバス通知」の別添に定める「心 「社会福祉士養成指針通知」の別添1の別表1 理学」の授業科目の内容 に定める「心理学と心理的支援」の教育に含むべき事項
社会学	「シラバス通知」の別添に定める「社 「社会福祉士養成指針通知」の別添1の別表1 会学」の授業科目の内容 に定める「社会学と社会システム」の教育に含

	むべき事項	
教育学	教育の歴史、目的、手法、制度に関する内容	
倫理学	_	
公衆衛生学	公衆衛生に関する内容	
医学一般	「シラバス通知」の別添に定める「医学概論」の別添りの別添りの別添りの別添りでは、 学一般」の授業科目の内容 の教育に含むべき事項	
リハビリテーション論	リハビリテーションの理念や疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進に関する内 容	
看護学	看護の基礎的理論や基礎的技術に関する内容	
介護概論	「シラバス通知」の別添に定める「介護概論」の授業科目の内容	
栄養学	栄養素、食生活と健康に関する内容	
家政学	家庭生活に必要な家政・家事に関する内容	